

助成金申請書作成の注意事項

1. 申請書の様式について

申請書の様式は、改正する場合がありますので必ず最新の様式を使用してください。
※最新の様式は広島県トラック協会のホームページからダウンロードできます。

2. 申請書等への押印について

令和6年度までは、申請書等への押印は実印としていましたが、令和7年度以降は、実印に限らず、会社名（支店名、営業所名を含む。）が確認できる丸印又は角印（個人事業主の場合は、認印）の押印としました。

3. 保有車両台数によって助成対象人員等の限度数を定めている 助成金に係る助成要綱等の記述について

(1) 各助成要綱等の保有車両台数に関して令和7年度以降、次の記述に統一しました。
「当該年度の会費を納入している車両台数」

【改正前の例】

「当該年度4月1日現在の会員事業者の保有車両台数（会費を納入している車両台数で、被けん引車を除く。）」

(2) 会費の対象となっている被けん引車を含めることとし、「被けん引車を除く。」の表記を削除しました。

4. 領収書の金額が納品書又は請求書と一致しない場合の注意事項

領収書と納品書又は請求書の金額が一致しない場合（各書類の内訳により助成対象機器の金額が確認できる場合を除く。）は、別途、助成対象機器にかかわる単独の領収書を提出していただくか、もしくは、領収書と一致する全ての支払い明細が記載された納品書又は請求書を提出してください。

※ネットバンキングの入金履歴を領収書として添付する場合の注意事項については、次項に記載しておりますので、申請前に必ずご確認ください。

5. 令和8年度に当協会の会員になられた皆様へ

各助成金の申請は、当協会の会員になられた日以降に購入した助成対象品目等に行うことができます。会員となる日以前に購入した品目等については、助成の対象外となります。